

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年5月26日（平成29年（行情）諮問第201号）

答申日：平成29年9月29日（平成29年度（行情）答申第253号）

事件名：1960年から1965年までに通知をした通知弁護士が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「1960年から1965年までに通知をした通知弁護士が分かるもの」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、昭和35年ないし昭和40年（1960年ないし1965年）に通知がされた通知弁護士を確認できる電磁的記録につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月23日付け官税1-6により国税庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

弁護士による国税庁側への税理士業務を行うという通知がなされたことに基づいて懲戒処分をなし得るようになるなど国税庁から通知弁護士への監督権限が生じることとされていることからして、当該文書を保有していない場合、監督権限の存否自体を当該行政庁において管理することができないことになるところ、「保有していない」とする主張の前提を欠く処分であるため。

国税庁側は通知弁護士の分かる文書について30年保存であるとしてそれ以上経過したものは廃棄して保有していないとする立場のようであるが、それでは過去に向かって30年を超えて通知がなされていた場合に監督権限の存否につき管理ができないことになり、通知弁護士によって被害を受けた市民等からの情報提供を受けても、国税庁側からは通知弁護士に税理士業務を適法に行う権限の存否すらも不明確なことになり、極めて不自然な事態となるところ、何らかの情報が、通知弁護士が存在する限りにおいて永年保存されるべきものと考えられるから、処分庁の処分は失当である。通知から30年以内は国税庁から処分されるおそれがあるが、それを超えると行政処分の対象外となるとすれば、法解釈上正当化できず、行政運用

の在り方に問題がある可能性が高い。

国税庁側は通知弁護士において通知に係る文書を通常保存しているものと考えられるから確認はできるという立場であるようであるが、懲戒権者が被懲戒者となり得る者に確認をしなければ権限の存否を確定できないとする見解は一般的な行政事務の在り方に反しており、極めて不自然なものであり、失当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、平成29年2月23日付け官税1-6により、法9条2項の規定に基づき、本件対象文書を保有していないとして不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 通知弁護士の手続規定について

税理士法51条1項は、「弁護士は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。」と規定し、いわゆる通知弁護士制度を定めている。

本件開示請求の対象である1960年から1965年当時の税理士法施行規則16条1項では、「法第51条第1項の規定により税理士業務を行おうとする弁護士は、同項の規定により税理士業務を行う旨を記載した書面を、所属弁護士会を経由して、当該弁護士の事務所の所在地を管轄する国税局長に提出しなければならない。」と規定し、同条2項は、「国税局長は、前項の書面を受理したときは、当該書面を受理したことを証する書面を当該弁護士に交付しなければならない。」と規定していた。

また、当時の通知弁護士制度に係る部内の事務取扱規程を確認したところ、国税庁本庁に関連する記載は認められなかった。

したがって、当時の通知弁護士制度に係る書類は、処分庁では保有しておらず、各国税局において保存されていたものと推察される。

(2) 本件対象文書の探索について

処分庁は、本件開示請求を受け、本件対象文書の保有の有無を確認するため、担当部署の執務室、簿書庫等を入念に探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(3) 本件対象文書の保有の有無について

上記（１）及び（２）の事実から、処分庁における本件対象文書の保有の事実はないと認められ、また、これを覆すに足る事情も存在しないことから、処分庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 結論

以上のことから、本件対象文書については、処分庁において保有していないため、不存在を理由に不開示とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年5月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月19日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年9月19日 審議
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消して本件対象文書を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、上記第3において、通知弁護士制度に係る書類は、処分庁では保有しておらず、各国税局において保存されていたものと推察されると説明しているところ、税理士法51条1項は、弁護士が、国税局長に通知することにより、当該国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる旨規定しており、税理士法施行規則26条（当時の16条）2項は、当該通知を受けた国税局長は当該通知を受けたことを証する書面を当該弁護士に交付しなければならないと規定している。

また、諮問庁は、上記第3の2（1）のとおり、当時の国税庁における通知弁護士制度に係る書類に関する取扱規程がないと説明しているところ、これを覆すに足る事情はなく、さらに、上記第3の2（2）の探索の範囲・方法が不十分ともいえない。

以上によれば、通知弁護士制度に係る書類については、国税庁で保有しているとは認められない。

- (2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、国税庁における通知弁護士の把握方法について確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 国税庁では、平成20年6月以降、税理士等に関する情報を一元的に管理する税理士システムを管理・運用している。

イ 平成20年6月以前に通知がされた通知弁護士についても、上記税理士システム運用開始時点において抹消事由の生じていない者が同システムに入力されている。

いかなる者が通知弁護士として登録されているかについては、税理士システムを利用することで抽出して確認することができる。

ウ そのため、国税庁において、昭和35年ないし昭和40年（1960年ないし1965年）に通知がされた通知弁護士を確認できる電磁的記録を保有していることになる。

(3) 諮問庁の上記(2)の説明によれば、国税庁において本件対象文書に該当する文書（電磁的記録）として、昭和35年ないし昭和40年（1960年ないし1965年）に通知がされた通知弁護士を確認できる電磁的記録を保有しているものと認められるので、これを対象として、改めて開示・不開示を検討の上で開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、国税庁において昭和35年ないし昭和40年（1960年ないし1965年）に通知がされた通知弁護士を確認できる電磁的記録を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子